

TS結紮用鉗子

2次加工禁止

【警告】

本品にヒビ又は裂け目等生じている時は使用中に折れる可能性があるので、直ちに仕様を中止すること。

【形状、構造及び原理等】

(1) 本品は以下のとおりである。

〔形状・構造等〕



寸法:縦62×120mm

屈曲等の操作可能最大ワイヤーサイズ:0.36mm

〔材質〕ステンレス鋼(SUS420J1またはSUS420J2)

【性能、使用目的、効能又は効果】

〔使用目的〕

用途に応じて様々な形状の先端部を持つ小型ペンチで、小物を保持したり、金属片又はワイヤを屈曲又は切断するために用いるものをいう。

〔操作方法〕

歯列矯正用ワイヤを保持したり、歯列矯正用アタッチメント等を保持するために本器を使用する。

〔滅菌方法及び滅菌条件〕

滅菌方法:高圧蒸気(オートクレーブ)滅菌

滅菌条件:滅菌の温度設定と時間は①②を目安に行う。

②121度の場合20分以上

③126度の場合15分以上

！注意:設定温度より高温になる機種がありますので必ずご確認下さい。

【使用上の注意】

〔使用注意〕

- ①器具を正しくお使い頂く為に、使用上の注意を必ず守って下さい。
- ②本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないで下さい。
- ③本品を使用する前に、必ず洗浄、滅菌を行って下さい。
- ④変形や変質を発見した場合は、使用せずに発売元に連絡すること。
- ⑤使用目的以外の目的で使用しないで下さい。又、破損、曲がり等の原因になるので使用時に必要以上の力を加えないで下さい。
- ⑥破損や事故等の原因になるので、2次加工、改造(曲げ、切削、打刻等)は絶対に行わないで下さい。
- ⑦使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないように直ちに防錆洗浄液や精製水に侵漬するようにして下さい。
- ⑧塩素系及びヨウ素系の消毒液は、腐食の原因になりますので使用を避けるようにして下さい。もし、使用中に付着した場合は直ちに洗い流して下さい。
- ⑨腐食(錆)の原因となるので、洗浄の際は、磨き粉や金属ウール・金ブラシヤスリ等の鋼製工具を使用しないで下さい。
- ⑩長期の使用により金属疲労や磨耗等の劣化が生じるので、適時に交換するようにして下さい。
- ⑪本品を廃棄する場合は、「廃棄物処理に関する法律」に従い、適切に処理すること。
- ⑫破折、破損の原因になるので、屈曲等操作可能最大ワイヤーサイズを超えて使用しないで下さい。

〔重要な基本的注意〕

本品を口腔内で使用する時には、充分に注意をして下さい。万一破折してしまった場合は、誤飲の恐れがありますので使用を中止し、直ちにパキュウム等を使い、口腔内より完全に撤去して下さい。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

〔貯蔵・保管方法〕

- ①本品は、歯科従事者以外が触れないように適切に保管・管理するようにして下さい。
- ②洗浄をした後、腐食を防ぐ為に保管期間の長短に係らず乾燥をして下さい。
- ③『もらい錆』を防ぐ為に、錆びている器具と一緒に保管しないようにして下さい。また、化学薬品と一緒に収納、保管をしないで下さい。
- ④血液、体液、組織及び薬品等が付着したまま保管しないで下さい。

【保守・点検に係る事項】

- ①汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用して下さい。
- ②洗浄装置で洗浄するときには、器具同士が接触して損傷する事がないように注意して下さい。又、ジョイント部分などの可動部分は開放して汚れが落ち易いようにしてください。
- ③洗浄液等の残留が無いように充分にすすぎをして下さい。
- ④洗浄後は、腐食防止の為に直ちに乾燥して下さい。この時に防腐剤潤滑油を塗付する事をお勧めします。
- ⑤使用前、滅菌前に、汚れ、傷、曲がり、破損、可動式部の動き等に異常が無い点検をして下さい。
- ⑥点検後、セット、包装をし、高圧蒸気滅菌をして下さい。なお、滅菌の為のセット・包装にあたっては、ジョイント部等の可動部分は開放する等、確実に滅菌出来るように配慮して下さい。
- ⑦薬剤等を使用した滅菌は、著しく金属を腐食させる事がありますので、精製水を使用し高圧蒸気滅菌を行って下さい。

【包装】

- (1) 単品包装
1本入り

【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者

氏 名:有限会社バルビゾン

住 所:〒273-0005

千葉県船橋市本町5-8-5 アメニティープラザ103号

電話番号:047-460-7818

FAX番号:047-460-7819

製造業者名:テーエス医科工業株式会社

住 所:埼玉県鳩ヶ谷市南7-20-15